聴聞及び意見の聴取を主宰する職員並びに弁明を録取することができる職員の指名 について

(平成29年8月30日沖例規務第12号) 改正平成31年3月29日沖例規務第2号

1 趣旨

この通達は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則 第26号。以下「聴聞等規則」という。)第3条に規定する聴聞の主宰者及び聴聞等規則 第21条に規定する弁明録取者並びに道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機 会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」 という。)第3条に規定する意見の聴取の主宰者及び意見の聴取等規則第14条第2項に 規定する弁明録取者並びにストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見 の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)第2条に規定する意 見の聴取の主宰者として警察本部長(以下「本部長」という。)の指名する職員に関し、 必要な事項を定めるものとする。

- 2 聴聞及び意見の聴取の主宰者として本部長の指名する職員
 - (1) 聴聞等規則により行う聴聞 生活安全部生活安全企画課長又は生活安全部に所属する警視以上の階級にある警察 官並びに宮古島警察署長及び八重山警察署長
 - (2) 聴聞等規則により行う聴聞又は意見の聴取等規則により行う意見の聴取 交通部に所属する警視以上の階級にある警察官又は本部長が指名する職員
 - (3) 聴聞等規則により行う聴聞又はストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則により行う意見の聴取 生活安全部人身安全対策課長又は生活安全部に所属する警視以上の階級にある警察 官並びに宮古島警察署長及び八重山警察署長
- 3 弁明録取者として本部長の指名する職員 当該弁明録取に係る事案を所管する部門に所属する巡査部長以上の階級にある警察官 又はこれに相当する事務職員及び技術職員